

大衡村奨学金返還支援補助金 制度の概要について

大衡村企画財政課

022-341-8510

大衡村奨学金返還支援補助金制度趣旨

奨学金の返還を支援することにより、安心して教育を受けることのできる環境をつくとともに、本村への若者の移住定住及び地元就職の促進を図るため、奨学金の返還金に対し、大衡村奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で補助を行う制度です。

対象となる奨学金

- 1.独立行政法人 日本学生支援機構第一種奨学金
- 2.独立行政法人 日本学生支援機構第二種奨学金
- 3.その他村長が認める奨学金等

大衡村奨学金返還支援補助金制度趣旨

奨学金を返還している20代の方に

最大20万円 × 5年間補助

■対象者

補助金交付申請日までの間、引き続き村内への住民登録がある方

■申請期間

毎年6月1日～6月30日

大衡村奨学金返還支援補助金受給要件

◎以下のすべての要件を満たす者

- ①公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）または地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受ける者）
または独立行政法人の職員以外の者
- ②大学等に進学し、在学中に対象の奨学金等の貸与を受けた者
- ③月賦、半年賦または年賦により奨学金等の返還を遅滞なく行っている者
- ④補助金交付申請年度の4月1日において満30歳未満の者
- ⑤基準日から補助金交付申請日までの間引続き村内に住民登録があり、現に居住している者で交付申請日から5年以上本村に居住する意思がある者及び県内で就業している者（※）基準日は、補助金交付申請日の属する年の1月1日とする。
- ⑥本村および従前の居住地において村税等を滞納していない者
- ⑦奨学金返還に関する他の補助事業等の支給を受けていない者
- ⑧暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者

◎その他条件

補助金の算定期間：補助金の交付を申請する前年度の1年間とする。

交付対象経費：上記算定期間に返還した額（繰上げ返還等による奨学金の返還額を除く。）

補助金額：上記交付対象経費に3分の2を乗じた金額とし、上限額は20万円とする。

ただし、1000円未満の端数があるときは、切り捨てとする。

補助期間：最初の交付を受けた年度から起算して継続する5年以内とする。

申請期間：毎年度6月1日から6月末日までとする。

必要書類

- ①大衡村奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ②住民票の写し
- ③奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類
- ④申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し
- ⑤奨学金等の全体返還計画を確認することができる書類の写し
- ⑥村税等の納税証明書または非課税証明書
- ⑦事業所等から交付される労働条件通知書または就労証明書（様式第2号）

※ただし、個人で事業を営むものであっては、自らの業を営むことを証する書類とし、
事業専従者に該当するものであっては、所得を証明する書類とする。

補助金支給までの流れ

① 補助金の交付申請



② 交付申請の書類審査



③ 審査結果の通知



④ 補助金の請求



⑤ 補助金の支給



ご不明な点はお気軽にお問い合わせください！